

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年10月31日（令和6年（行情）諮問第1195号及び同第1196号）

答申日：令和6年12月27日（令和6年度（行情）答申第769号及び同第770号）

事件名：特定期間に発行された陸幕だよりの一部開示決定に関する件  
陸幕だより（第593号）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2（1）に掲げる2文書（以下、併せて「本件対象文書1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」という。）の開示請求に対し、別紙の2（2）に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年2月6日付け防官文第1598号及び同年3月2日付け防官文第2928号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

##### （1）審査請求書1（原処分1）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのま

ま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。

カ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ

きである。

## (2) 審査請求書 2 (原処分 2)

ア ないしカ 上記 (1) ア ないしカ と同旨。

キ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示 (部分不開示) の範囲 (量) が明確になるように開示を実施する必要がある」 (24 頁) と定めており、「部分開示 (部分不開示) の範囲 (量) が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ク 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

## 第 3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件各開示請求は、別紙の 1 (1) に掲げる文書 (以下「本件請求文書 1」という。) 及び本件請求文書 2 (以下、併せて「本件請求文書」という。) の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和 2 年 2 月 6 日付け防官文第 1 5 9 8 号及び同年 3 月 2 日付け防官文第 2 9 2 8 号により、法 5 条 1 号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分 (原処分) を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 4 年 7 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

### 2 法 5 条該当性について

本件対象文書 1 のうち別紙の 2 (1) アの文書の 5 枚目ないし 7 枚目並びに本件対象文書 2 の 3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ写真の顔部分 (識別が容易ではないと認められるもの及び法 5 条 1 号ただし書イに該当するものを除く。) (以下、第 3 において「本件不開示部分」という。)

については、個人に関する情報であって、これを公にすることにより、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別でき、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

#### (1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

オ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

カ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### (2) 原処分2について

アないしオ 上記(1)アないしオと同旨。

カ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の

記載に不備はない。

キ 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書の他に本件開示請求に該当する文書は保有していない。

ク 上記（１）カと同旨。

#### 第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年１０月３１日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第１１９５号及び同第１１９６号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年１１月１５日 審議（同上）
- ④ 同年１２月２０日 令和６年（行情）諮問第１１９５号及び同第１１９６号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

#### 第５ 審査会の判断の理由

##### １ 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号に該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書２につき文書の追加特定、及び本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書２の特定の妥当性、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### ２ 本件対象文書２の特定の妥当性について

（１）本件対象文書２の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書２に係る開示請求は、２０１９（令和元）年１２月発行分の陸幕だよりの開示を求めるものであるところ、令和元年１２月２５日に発行された本件対象文書２（第５９３号）を特定した。その前後に発行された第５９２号及び第５９４号は、それぞれ同年１１月２９日及び令和２年１月２８日に発行されており、本件対象文書２の外に本件請求文書２に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

イ 原処分２についての審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書２の外に本件請求文書２に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書2の特定方法に問題はなく、上記(1)イの探索状況を踏まえると、本件対象文書2の外に本件請求文書2に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書2に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書2の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を特定したことは妥当である。

3 本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分は、自衛隊員及び外国軍人の写真の顔部分であると認められる。

当該不開示部分は、それぞれ法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして、自衛隊員の顔写真を公にする慣行の有無等について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、防衛省・自衛隊においては、自衛隊員のうち将官(将補以上の階級の者を指す。)等の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供するなど、これを公にする慣行があるが、当該不開示部分の自衛隊員については公表慣行がなく、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明があった。上記の諮問庁の説明に加え、当該不開示部分の外国軍人についても、その写真の顔部分を公にする慣行があると認めるべき事情は存しないことから、当該不開示部分は、いずれも法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

また、当該不開示部分は、それぞれ個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書1につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とし、本件請求文書2の開示請求に対し、本件対象文書2を特定し、その一部を同号に該当するとして不開示とした各決定については、本件請求文書2につき、防衛省において、本件対象文書2の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書2を特定したことは妥当であり、本件対象文書につき、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたこと

は妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書 1

『陸幕だより』2019. 10. 1ー本本B1029で特定された後に発行されたもの全て。

#### (2) 本件請求文書 2

『陸幕だより』2019年12月発行分。

### 2 本件対象文書

#### (1) 本件対象文書 1

ア 第591号（令和元年11月5日）陸幕だより

イ 第592号（令和元年11月29日）陸幕だより

#### (2) 本件対象文書 2

第593号（令和元年12月25日）陸幕だより